

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年4月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2200163号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年1月31日から同年6月21日まで

私は、請求期間においてもA社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、請求期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社において平成13年6月1日に被保険者資格を取得し、平成14年7月19日に離職していることから、請求者が請求期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主に対して複数回文書照会を行ったが回答を得ることができないことから、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かについて確認することができない。

また、請求期間の前後において、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有する複数の同僚に照会したが、いずれの者からも請求期間に係る厚生年金保険料の控除については、具体的な回答を得ることができない。

そのほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。